河内長野版事業仕分け実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、協働型行政への転換、行政サービスの量的拡大から 質的充実を図る「選択と集中」による行政運営への転換を図る一つのツ ールとして、本市が行っている事務事業の「必要性」、「担い手」、「効果」 などを、外部からの視点を取り入れ、公開の場において行政と市民等が 共に議論し、行政の透明性の確保を図るために実施する河内長野版事業 仕分け(以下「事業仕分け」という。)について、必要な事項を定める ものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業仕分け 事務事業の「必要性」・「担い手」・「効果」などについて、外部からの視点を取り入れ、公開の場において行政と市民等が共に議論し、事務事業の改善の方向性などを検討することをいう。
 - (2) 仕分け人 事業仕分けにおいて、市の事務事業に対して評価を行う 者をいう。
 - (3) コーディネーター 事業仕分けにおいて、市の事務事業に対して評価を行うとともに、市の事務事業に対する意見の総括を行う者をいう。 (実施)
- 第3条 事業仕分けは、必要に応じて市長が実施する。

(対象事業の選定)

第4条 事業仕分けの対象となる事務事業(以下「対象事業」という。)に

ついて、別に定める基準に基づき、市において事業仕分けの対象事務事業候補の選定を行った上で、仕分け人及びコーディネーター(以下「仕分け人等」という。)が、事業仕分けの対象事務事業を選定するものとする。

(仕分け人等の構成)

- 第5条 仕分け人等は、18名以内をもって組織する。
- 2 仕分け人等は、市民及び行政運営について優れた見識を有する者で構成する。

(評価の区分)

- 第6条 事業仕分けによる評価の区分は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 廃止
 - (2) 民営化
 - (3) 実施主体の見直し
 - (4) 要改善
 - (5) 現行どおり

(評価の結果の反映)

第7条 市長は、事業仕分けによる評価を十分に踏まえ、今後の方向性を 検討し、検討結果については、公表するとともに、事業内容に反映させ る必要があるものについては、施策や次年度以降の予算に反映するよう 努めるものとする。

(庶務)

第8条 事業仕分けの庶務は、別に定める部署において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、事業仕分けの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する